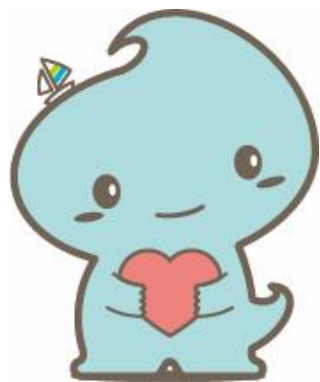


経営健全化に向けた使用料改定

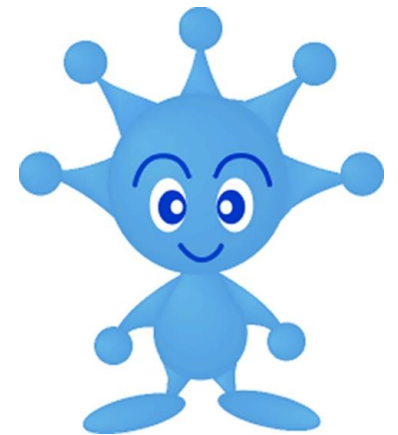
働き方改革推進

令和6年2月7日（火）
横須賀市上下水道局

山田 賢太郎



横須賀市
イメージキャラクター
「スカリン」



横須賀上下水道
イメージキャラクター
「アクアン」

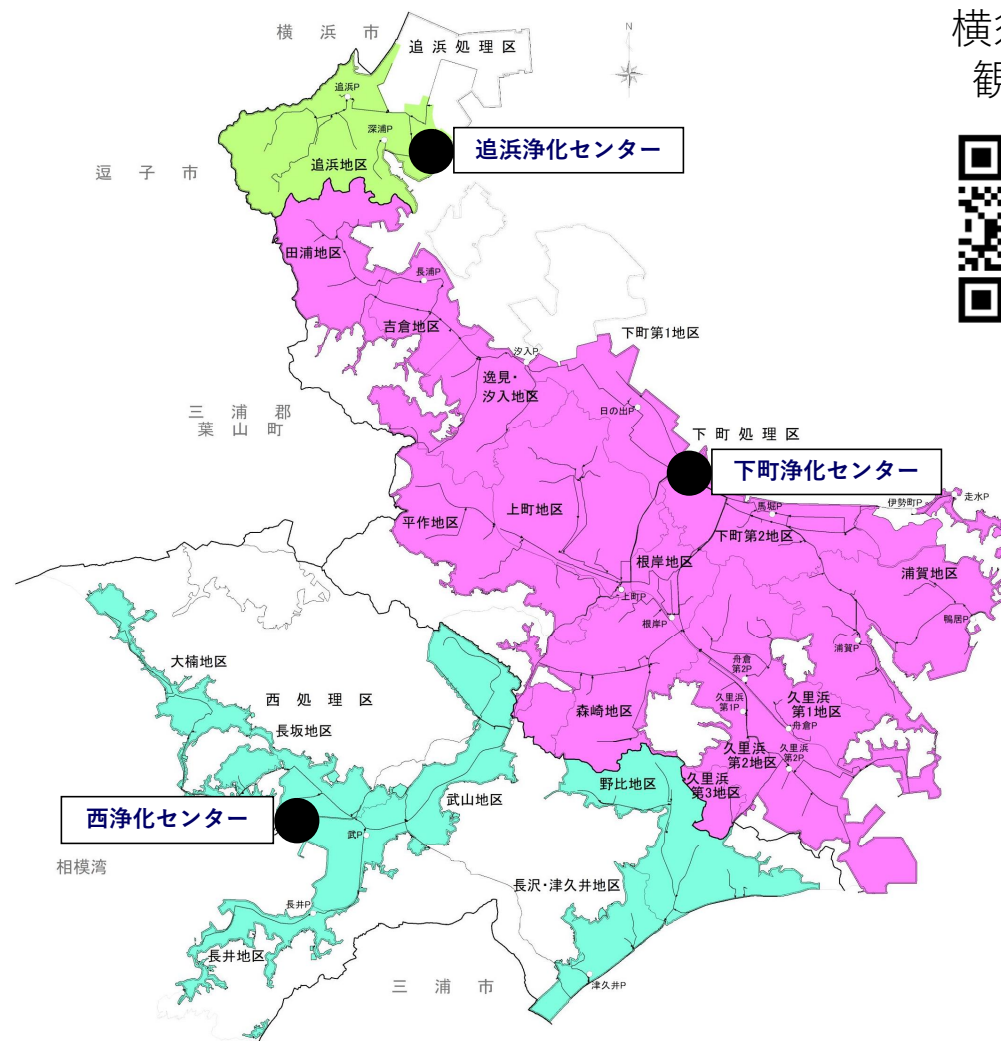
横須賀市の概要



1

(令和4年度末時点)

項 目	数 値
面積	10,082ha
行政人口	385,485人
事業創設	昭和19年
污水事業 計画面積	6,169ha
污水整備面積	5,986ha
処理人口	379,091人 (処理人口普及率 98.3%)
下水道管渠延長	約 1,600km (うち雨水約 400km)
ポンプ場	19箇所
終末処理場 (浄化センター)	3 箇所 (追浜・下町・西)



横須賀市の
観光情報





1. 下水道使用料改定のプロセス
2. 改定内容と答申の実現度
3. 今後に向けて





1 下水道使用料改定のプロセス

下水道使用料改定の概要



●主な改定内容

✓令和5年4月1日改定

(平成26年10月以来、8年6か月振り)

✓平均改定率 8.3%

✓基本水量 (月10m³) の廃止

✓従量使用料単価の見直し (逡増度の緩和)

✓プール用使用料の廃止 (特別使用料の廃止)

※改定の詳細は、
本市HPをご覧ください。



<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/6731/toushin.html>

使用料改定のタイミング



5

前マスタープラン

新マスタープラン

H 2 6

H 2 9

H 3 0

R 3

R 4

R 7

第 2 期実行計画

第 3 期実行計画

第 1 期実行計画

↑
H 2 6 年 1 0 月
使用料改定
↑ 1 7 . 0 %

↑
H 3 0 年 3 月
第 3 期実行計画策定
使用料改定なし

↑
R 5 年 4 月
使用料改定
↑ 8 . 3 %

4 年に 1 度、実行計画策定に合わせて改定の必要性を検討



●設置

- ✓水道事業及び公共下水道事業経営審議会条例により設置

●所掌事務

- ✓水道事業及び公共下水道事業の事業計画
- ✓水道料金及び下水道使用料等の体系及び水準

●構成

- ✓市民 1 人、学識経験者 3 人、関係団体（商工会議所） 1 人

経営審議会の開催状況



7

第1回	R 2.2.5	● 事業概要説明
第2回	R 2.7.30	● マスタープランの骨子
第3回	R 2.12.8	● マスタープランの政策（水道・下水道）
第4回	R 3.1.27	● マスタープランの政策（災害対策・経営）
第5回	R 3.4.28	● マスタープランの取りまとめ
第6回	R 3.7.26	● 水道料金・下水道使用料体系見直しの方向性
第7回	R 3.11.2	● 財政収支見通しを踏まえた水道料金・下水道使用料
第8回	R 3.12.23	● 答申案の取りまとめ
—	R 4.1.27	● 答申

改定の審議は、実質3回

使用料体系見直しの方向性①



8

水の使われ方の変化により、使用料体系に課題が生じている

【課題】

①基本使用料・基本水量

基本水量 10m^3 を使わない使用者が増加



基本水量の 10m^3 を廃止

従量使用料の減により、基本使用料の重要性が高まる



基本使用料割合の増加

使用料体系見直しの方向性②



9

【課題】

②従量使用料

水需要の減により節水を促す
逦増型使用料の意義が低下

大口使用者の減少により収入が
大幅に減少

基本水量内や単価の低い水量
区分の割合が増加

【方向性】

原価を下回る単価を引き上げ、
最高単価等の引き下げ

10m³までの単価を新設

使用料体系見直しの方向性③



10

【課題】

③特別使用料

一般汚水と処理工程が同じであり、設定する必要がない



【方向性】

プール用使用料の廃止

使用料水準試算の前提条件



11

- ✓将来推計人口・水需要予測を踏まえた有収水量の設定
- ✓投資・維持管理費は、マスタープランの管理指標を達成する水準
- ✓企業債は、残高の削減を目指して目標設定
- ✓経営努力による費用の削減を反映
- ✓汚水資本費に対する基準外繰入金の廃止

水準検討の基本的な条件



12

【算定期間】

✓ 4 年間 （R 4 ～ R 7 = 第 1 期実行計画の計画期間）

【算定方式】

✓ 資金収支方式

- 国庫補助金など不課税収入が多く、消費税計算が複雑
- 汚水・雨水経費が混在し、財源充当が複雑
- 資本的支出の財源が不足、損益が黒字でも資金が減少

資産維持費を含めた総括原価方式への移行は、次回改定時に検討

算定期間の資金収支



13

【R 4 ～ R 7 の資金収支】

資本的収支
不足額

△191.4億円

R 3 末の
資金残高

21.5億円

税込み利益

20.5億円

減価償却費等
補てん財源

131.6億円

合計

173.6億円

△17.8億円の資金不足 ⇒

値上げ改定が必要



【試算の条件】

✓ R 5 年 4 月改定、R 7 年度末の資金残高を確保

R 7 年度末の資金不足額 **△17.8億円**

R 5 ～ R 7 の下水道使用料収入 **201.2億円**

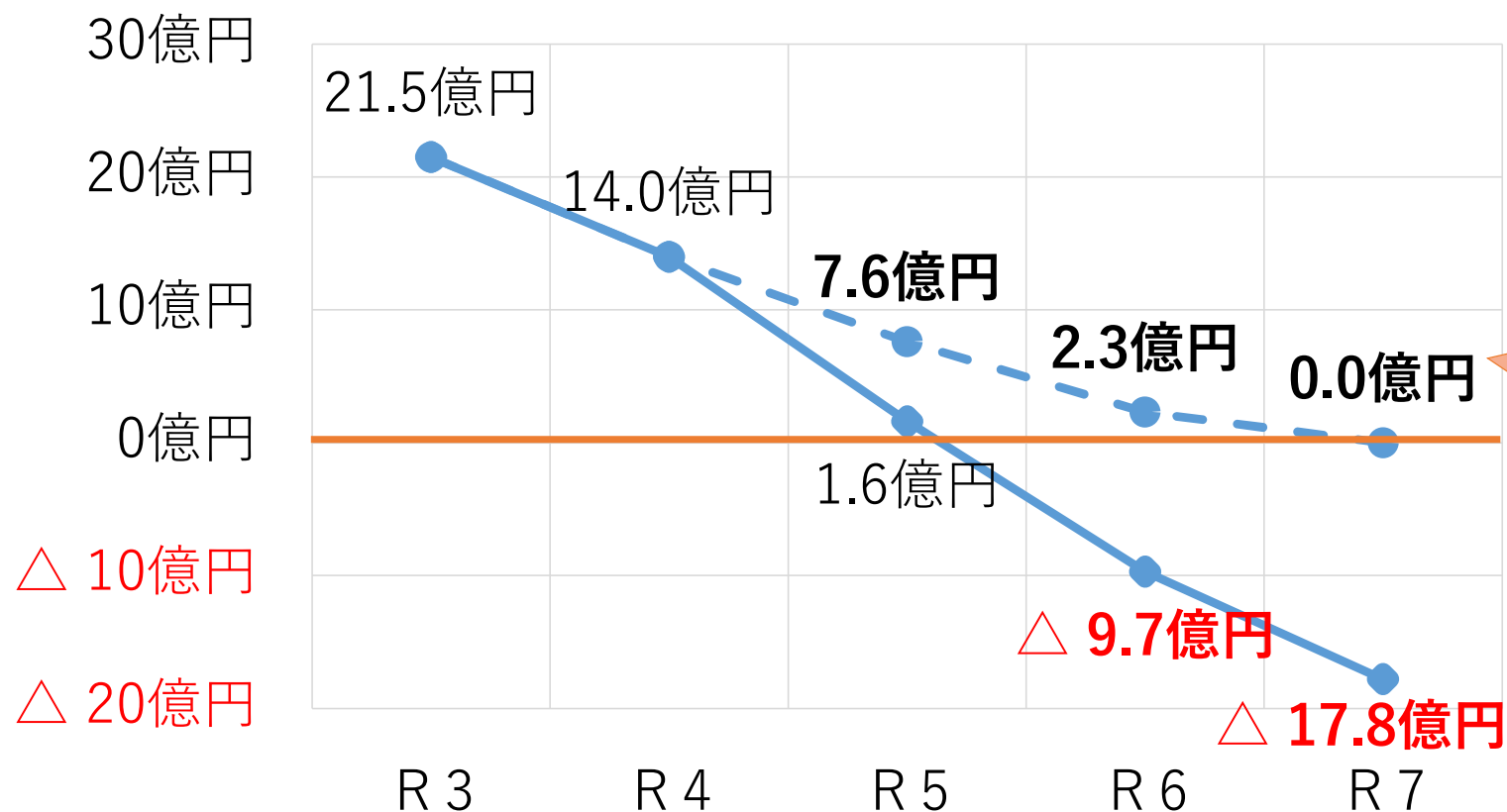
=

**8.8%の
値上げ**

改定前後の資金残高見込み



15



値上げしても
資金は0



① 使用料体系について

- ✓ 基本水量を廃止し、月 $1\text{ m}^3 \sim 10\text{ m}^3$ までの従量使用料を新設
- ✓ 収入に占める 基本使用料収入を相対的に増加
- ✓ 従量使用料単価の配分を見直し
- ✓ プール用使用料の廃止

② 使用料水準について

- ✓ 使用料算定期間において 資金不足が生じないように値上げ改定

人口減少に対応できる使用料体系への移行を優先

改定率の圧縮

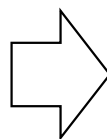


17

✓令和3年度決算速報を反映し、資金不足額を見直して改定率を圧縮

R3.11 第7回審議会

$$\frac{\text{資金不足額 } \triangle 17.8 \text{ 億円}}{\text{使用料収入 } 201.2 \text{ 億円}} = 8.8\%$$



R4.6 議会報告

$$\frac{\text{資金不足額 } \triangle 15.7 \text{ 億円}}{\text{使用料収入 } 190.0 \text{ 億円}} = 8.3\%$$

(※経過措置期間の2か月分を除いた金額)



2 改定内容と答申の実現度

①基本水量の廃止



19

✓基本水量（月10m³）を廃止し、1～10m³の従量使用料単価を新設

水量等	改定前	改定後	差額	改定率
基本使用料	971円	928円	△43円	△4.3%
1 m ³		943円	△23円	△2.9%
2 m ³		958円	△13円	△1.3%
3 m ³	基本水量内 一律971円	973円	2円	0.2%
4 m ³		988円	17円	1.8%
5 m ³		1,003円	32円	3.3%
6 m ³		1,018円	47円	4.8%
7 m ³		1,033円	62円	6.4%
8 m ³		1,048円	77円	7.9%
9 m ³		1,063円	92円	9.5%
10m ³		1,078円	107円	11.0%

2 m³まで
値下げ

従量使用料
1 m³につき15円

②基本使用料収入の増加



20

- ✓基本使用料を971円⇒928円に下げたため、収入に占める基本使用料の割合は、32%⇒28%に低下
- ✓基本使用料と10m³までの従量使用料の合計で、32%を維持

基本使用料の値下げを優先したため、答申に沿った改定とならず、次回以降への宿題に。

③従量使用料単価の配分見直し



21

- ✓ 水量が増えるほど、改定率が小さくなるように設定

水量区分	改定前	改定後	差額	改定率
1～10m ³	—	15円	15円	—
11～25m ³	125円	135円	10円	8.0%
26～50m ³	184円	198円	14円	7.6%
51～100m ³	260円	279円	19円	7.3%
101～500m ³	345円	370円	25円	7.2%
501m ³ ～	431円	461円	30円	7.0%

大
↑
↓
小

逓増度は、4.44（431円/97.1円）⇒4.28（461円/107.8円）に低下

④プール用使用料の廃止



22

- ✓ 1 m³当たり11円のプール用使用料を廃止
- ✓ 対象は、学校・公園プール（主に県・市）や自衛隊施設（国）など

約6,000万円の値上げ効果、全体の改定率を抑制



①基本水量の廃止	○
②基本使用料収入の増加	×
③従量使用料単価の配分見直し	△
④プール用使用料の廃止	○

次回の使用料改定でも、引き続き答申内容の実現を目指す



3 今後に向けて



●体系見直しによる収益の安定化と一般家庭への配慮の両立

- ✓収益の安定化＝固定収入（基本使用料）の増は、一般家庭への影響が大きい
- ✓一般家庭に配慮すると、従量使用料に依存して逓増度を維持せざるを得ない
- ✓水道料金の「口径別基本料金」のような制度があれば・・・

●急激な物価高騰等への対応

- ✓令和４年度以降の電気料金高騰など急激な変化は、標準的な算定期間（３～５年）では対応できない
- ✓急激な変化に対応するため、何らかの対策を講じる必要がある